

令和4年度要望に係る老人福祉施設整備方針

茨 城 県

令和4年4月20日

第1 目的

この方針は、老人福祉施設の整備に関し基本的な考え方を明らかにすることにより、補助対象施設の公正かつ公平な選定に資することを目的とする。

第2 基本方針

介護保険制度においては、高齢者が自らの選択に基づき、必要なときに必要なサービスを利用できるよう、介護サービス基盤の整備を図る必要があることから、各市町村老人福祉計画並びに介護保険事業計画（以下「市町村計画」という。）との整合性を図りつつ策定されたいばらき高齢者プラン21及び各市町村計画に基づき、福祉圏域ごとの整備状況を考慮し、均衡ある整備に努めるものとする。

なお、補助対象施設の選定に当たっては、県財政が依然として厳しい状況にあることから、限られた予算の範囲内で優先順位を明確にし、真に必要な施設の整備に努めるものとする。

第3 市町村計画との整合

老人福祉施設の整備に当たっては、市町村計画との整合性を確保するため、整備要望には市町村長の意見書の添付を求めるものとする。また、創設の場合は、市町村が行う公募手続きにより選定された法人（設立見込みを含む）のみを対象とする。

第4 施設整備の考え方

1 広域型特別養護老人ホーム（創設・増築）

特別養護老人ホームの整備に当たっては、ユニット型での整備を基本としつつ、入所者の私生活の平穩（プライバシー）に配慮できるよう設計上の工夫を行う場合には、従来型の整備についても認めるものとする。

なお、老人短期入所施設（ショートステイ）等の在宅関連施設については、地域の実情に応じ特別養護老人ホームへの併設整備を進めるものとする。

補助対象施設の選定に当たっては、以下の点を考慮するものとする。

- ① 資金計画が適正であること。借入金がある場合は償還可能な計画であること。
- ② ケアの質の向上を図るため施設の内容、運営体制等について十分検討されたものであること。また、人材の確保方策について、十分な検討がなされており、開設後に適切な運営が期待できること。
- ③ 住宅地からの距離、公共交通機関の利便性、都市計画との整合性等施設の立地条件としてふさわしいこと。
- ④ 近隣住民の理解が得られていること。
- ⑤ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度に取り組む施設であること。
- ⑥ 既存社会福祉法人の場合にあっては、移行時積立金又は次期繰越収支差額等自己資金を活用するとともに、直近の監査結果及びその改善状況に大きな問題がなく施設の

運営が適正に行われていると認められること。

なお、社会福祉法に基づく業務の全部若しくは一部の停止を命じられ、又は、介護保険法に基づく指定の全部若しくは一部の効力を停止される等の処分を受けた社会福祉法人については、当該処分を受けた日から起算して10年の間整備に関する要望を受理しない。

2 広域型特別養護老人ホーム（改築）

改築にあつては、施設の老朽化が著しく入所者の処遇、安全性の確保等に問題があると認められるものについて、老朽度等に応じ計画的な整備に努めるものとする。

3 養護老人ホーム

養護老人ホームについては、改築の場合について整備を進めるものとし、施設の老朽化が著しく入居者の処遇、安全性の確保等に問題があると認められるものについて、老朽度に応じ計画的な整備に努めるものとする。

4 軽費老人ホーム

軽費老人ホームについては、A型の改築時に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに対し補助するものとする。（軽費老人ホームの創設及び増築については、補助の対象としない。）

5 地域密着型特別養護老人ホーム

地域密着型の特別養護老人ホームについては、市町村計画に位置づけられたものについて、整備を進めるものとする。地域密着型特別養護老人ホームの整備に当たっては、ユニット型での整備を基本としつつ、入所者の私生活の平穩（プライバシー）に配慮できるように設計上の工夫を行う場合には、従来型の整備についても認めるものとする。

第5 その他

1 独立行政法人福祉医療機構の融資審査等について

施設整備に係る補助協議については、独立行政法人福祉医療機構の融資審査において問題が認められた場合や設置要望者に重大な不祥事案があると認められる場合は、補助金の交付を行わないものとする。

2 同一法人による連続した年度での整備計画等について

同一法人による連続した年度での整備計画（連続整備）や同一年度内の複数整備計画については、財務・収支バランスの悪化など法人の安定経営に影響を及ぼす場合があることから、原則として認められないが資金計画及び運営体制等について十分に検討された計画

に限り認めることとする。

3 災害対策について

自然災害のおそれがある区域への整備は原則として認めないものとする。

なお、災害レッドゾーン（災害危険区域（出水等）、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）であつて、都市計画法の改正によって新規の建設（開発）が原則禁止されている区域への整備は認めない。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、安全上及び避難上の対策が講じられた場合に限り認めることとする。